

電力受給契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び鳥取県企業局財務規程（昭和38年5月20日鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、甲の所有する新幡郷発電所の発電電力から甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は以下のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力(kW)
新幡郷発電所	鳥取県西伯郡伯耆町大字金廻字上法蔵寺5-1番地	9,200

3 甲から乙に供給する目標売却電力量は、別表第1のとおりとする。

4 受給期間内の売却電力量が、目標売却電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量購入するものとする。

5 乙は、受給期間内の甲からの売却電力量を鳥取県内へ全量供給するものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない理由により、鳥取県内へ全量供給できない事象が発生したときは、甲と乙が協議するものとする。

（受給地点、電気方式等）

第3条 電力の受給地点、電気方式、最大電力、周波数、電圧及び力率は、別表第2のとおりとする。

2 責任分界点は、別表第3のとおりとする。

（送電時間）

第4条 甲は、毎日24時間送電するものとする。ただし、甲が発電所の点検等を行うとき、その他必要のあるときは、あらかじめ乙と協議の上全部又は一部の送電を休止することができる。

（受給開始日及び受給期間）

第5条 受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

受給開始日：令和7年10月1日

受給期間：令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

（電力の受給上の協力等）

第6条 甲及び乙は、この電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれこの契約に基づく電力の受給に係る相手方の電気工作物を、随時調査することができるものとし、お互いに相手方から調査の要求があった場合は、その調査に応ずるものとする。

(受給電力量の計量)

第7条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

- 2 前項に定める電力量計による計量は、毎月末日24時に行うものとし、乙は、一般送配電事業者から通知される当該計量日時に記録された計量値を、速やかに甲に通知するものとする。
- 3 電力量計に故障が生じたときの当該時間内における受給電力量については、その都度甲乙協議して確定するものとする。
- 4 甲は、電力の受給について乙が必要とする事項を記録するものとし、乙の求めに応じてこれを提出するものとする。
- 5 乙は、自ら必要と認めるときには、第2項に定める計量日以外の日時においても、一般送配電事業者を通じて臨時検針を行うことができる。この場合、甲はこれに協力する。
- 6 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合は、これに要する費用を甲が負担する。

(電力量料金)

第8条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の電力量料金単価を乗じて得た値（1円未満切捨）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）とする。

令和7年度電力量料金単価

（1キロワット時につき）

〇〇円〇銭

（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

令和8年度電力量料金単価

（1キロワット時につき）

〇〇円〇銭

（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

(電力量料金の支払)

第9条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、前条により算定した電力量料金を第7条第2項による乙からの通知日（以下「通知日」という。）が属する月の16日までに乙に請求し、乙は、請求を受けた月の月末（以下「支払期日」という。）までに甲に支払うものとする。
- 3 支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その翌日を支払期日とする。
- 4 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない

場合は、支払期日の翌日以降の遅延日数につき、契約締結日現在において財務規程第65条の5の規定により例によることとされる会計規則第120条第1項に規定する率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、請求書の受領が通知日が属する月の17日以降の場合は、請求書受領日から起算して15日を超える日数に応じてこの遅延利息を適用するものとする。

(非化石価値の帰属)

第10条 甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値については乙に帰属するものとし、その価値は、第8条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

(容量市場の取扱い)

第11条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、ペナルティによる減額分（乙の責めによるものを除く）を含め、第8条の規定により算定される電気料金との精算は行わない。

2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

(発電側課金の取扱い)

第12条 乙は、本発電所を有する甲に対して一般送配電線事業者より請求される発電側課金と同額を発電側課金相当額として、甲の請求にもとづきその金額を支払うものとする。ただし、一般送配電線事業者が請求する発電側課金対象算定期間における発電電力量が0kWhであった場合には、甲は乙に発電側課金相当額を請求しない。

2 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲乙で対応を協議するものとする。

(復旧時期が遅れる場合の取扱い)

第13条 本発電所は不具合対応により令和5年度から発電を停止しているが、令和7年9月に復旧を予定している。本契約締結後に復旧時期が令和8年4月以降になることが見込まれる場合、甲乙協議の上、契約変更の手続きを行うことができるものとする。

2 甲は、前項の協議において、復旧時期の見込みに基づく必要な情報を乙に提供する。

3 甲及び乙は、復旧時期が令和8年度にずれ込む場合においても、相互に誠実に協議し、円滑な電力供給を確保するための措置を講じるものとする。

(契約保証金)

第14条 乙は、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇円を、この契約締結と同時に甲に納入するものとする。ただし、規程第65条の5の規定に基づく例による規則第112条第4項の規定により契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 甲は第5条の受給期間終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返金しなければならない。なお、契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第18条及び第19条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(発電見込みの通知)

第15条 甲は、翌日及び翌々日の発電見込みその他給電上必要な事項を乙に通知する。

2 事故、河川流量の変化等の理由により前項の通知を変更するときは、甲は乙に対し速や

かに通知するものとする。

(発電バランシンググループへの加入等)

第16条 甲は、第5条に定める受給期間において、乙が設定する発電バランシンググループに加入するものとする。ただし、甲は発電バランシンググループの加入に係る経費を負担しない。

2 甲が前条第1項に基づき通知した発電見込みと、発電の実績値の間に差分が発生した場合であっても、甲乙ともに、その差分を根拠とした料金（以下「インバランス料金」という。）の請求は行わないものとする。

3 発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、甲乙間において当該料金の精算は行わないものとする。

(契約の効力)

第17条 この契約の条項中主務官庁の許可、認可又は承認（以下「許可等」という。）を必要とする事項については、当該許可等を得たときからその効力を生ずるものとする。

(契約の承継)

第18条 甲又は乙は、第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合は、この契約をその承継者に承継させるものとする。

(記録)

第19条 甲及び乙は、受給電力に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合せ書の提出)

第20条 電力の受給に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲及び乙が協議して定めるものとし、運用申合せ書を乙が作成する。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。

(2) 乙が支払期日までに電力量料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙が、この契約及び仕様書等で定める契約条件を遵守できないと判明したとき。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。

(5) 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。

(6) 乙が、第25条第4項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。

(7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行せず、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

(8) 第22条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

(9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第7号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第22条 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（違約金）

第23条 乙は、第21条第1項第9号の規定によりこの契約が解除されたときは、当該年度の目標売却電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

（損害賠償）

第24条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第25条 第21条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその延滞金のほか、甲の逸失利益についても、その範囲とする。

3 前項で規定する逸失利益は、次のとおりとする。

(1) 第8条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量を乗じた額。

(2) 第8条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の電力受給開始日から第5条で規定する受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は目標売却電力量を乗じた額。

4 甲は、乙が第21条第1項各号(第6号を除く。)のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

(期限の利益の喪失)

第26条 第21条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であって、乙が受給期間中における受給電力の全量購入及び鳥取県内への全量供給を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第27条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(託送供給等の契約)

第28条 乙は、この契約に基づき、乙と一般送配電事業者との間に、電気を安定して供給するために必要とする託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始までに甲に提出しなければならない。

(守秘義務)

第29条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(権利譲渡等の制限)

第30条 乙は、本契約により生ずる権利義務を譲渡し、担保に供してはならない。ただし、甲の事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約内容の変更)

第31条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は電力の売却を一時中止することができる。

2 前項の規定により電力量料金を変更するとき、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約

により難い事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲及び乙が協議して、電力量料金その他の契約内容を変更することができる。

- 4 電力・ガス取引監視等委員会（電気事業法第66条の2の規定により経済産業省に設置）において検討されている発電側課金が契約期間内に導入された場合は、同時に国が示すこととしているガイドライン等に基づき、甲及び乙は、発電側課金の転嫁に係る協議を行い、電力量料金単価への転嫁等必要な契約変更を行うものとする。

（費用の負担）

第32条 この契約の締結及び電力の購入並びに非化石価値に係る手続き等の費用は、乙の負担とする。

（所轄裁判所）

第33条 この契約に係る訴訟については、鳥取地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

（関係法令の遵守）

第34条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第35条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項について必要が生じた場合、又はこの契約の各条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙

別表第 1 目標売却電力量
(単位：kWh)

	新幡郷発電所	
	令和 7 年度	令和 8 年度
4 月	—	3, 470, 000
5 月	—	2, 200, 000
6 月	—	2, 311, 000
7 月	—	3, 056, 000
8 月	—	2, 822, 000
9 月	—	3, 572, 000
10月	3, 258, 000	3, 258, 000
11月	2, 448, 000	2, 448, 000
12月	3, 015, 000	3, 015, 000
1 月	3, 686, 000	3, 686, 000
2 月	4, 017, 000	4, 017, 000
3 月	4, 933, 000	4, 933, 000
合計	21, 357, 000	38, 788, 000

別表第 2 受給地点、電気方式、最大電力、周波数、電圧及び力率

受給地点	電気方式	最大電力	周波数	電 圧	力率
新幡郷発電所	交流 3 相 3 線式	9, 200kW	60Hz	66, 000 V	90. 0%

別表第 3 責任分界点

受給地点	責任分界点
新幡郷発電所	送電線引出口に一般送配電事業者が設置した圧縮引留クランプの電源側端子